



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月5日金曜日 第2484号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	510
保安林予定森林.....	(") ...	510
解除予定保安林.....	(") ...	510
保安林の指定.....	(") ...	510
保安林の指定の解除.....	(") ...	511
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	511
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	511
道路の区域変更（県道皿ヶ峰公園滑川線）.....	(中予地方局管理課) ...	511
道路の供用開始（ " ）.....	(") ...	511
公 告		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（3件）.....	(男女参画・県民協働課) ...	512

告 示

○愛媛県告示第797号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊予郡砥部町総津1622
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第798号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- (1) 保安林予定森林の所在場所
西条市丹原町鞍瀬甲325、庚371の1、庚372の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第799号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市堀江町番外221の7
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年7月5日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 保安林の所在場所
松山市饒江64の1、乙64の3、乙65の4、乙84の1、乙87の5
- (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 饒乙64の1・乙84の1・乙87の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙64の3、乙65の4
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

松山市中島栗井丙51（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする

3(1) 保安林の所在場所

松山市二神乙360、乙363

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市由良町乙282の12
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年 7月 5日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種 類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	重 松 清 信	松山市松ノ木一丁目10番30号	松山市松ノ木一丁目10番36号

○愛媛県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市福角町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 7月 5日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	皿ヶ峰公園滑川線	東温市滑川字川東甲1689番2から 同字甲1679番2まで	旧	メートル 3.6～5.8	キロメートル 0.085	
			新	3.6～5.8 4.0～10.8	0.085 0.090	

○愛媛県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	皿ヶ峰公園滑川線	東温市滑川字川東甲1689番2から 同字甲1679番2まで	平成25年 7月 5日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月17日	特定非営利活動法人 松山子ども劇場21	中 矢 操	松山市三番町 6丁目 5番地 7	この法人は松山市に住む子どもを中心に広く子どもに対して、児童演劇・人形劇・音楽などのすぐれた舞台芸術の鑑賞と創造表現活動を行い、また一方で、子どもの自然体験、遊び体験などの文化活動を行うことと共に子育てを支援する活動を行うことで、子どもの調和のとれた人格の発達と子どもたちが住む豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月20日	特定非営利活動法人 ITC愛媛	吉 田 喜久男	松山市山越 5丁目 8番17号	当法人は、経営戦略面からITを捉えるITコーディネータの視点を重視して、主として愛媛県内の事業所・行政機関・各種団体・住民が戦略的な情報化投資や情報技術の活用を推進出来るように支援する。具体的には、「ITに関する調査」「IT活用の助言」「IT導入支援」「ITセミナー」「経営戦略に基づく情報戦略の提言」などであり、これらの活動を通じて「社会教育」と「街づくり」に寄与することを目的としている。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月24日	特定非営利活動法人 愛媛キャリアコンサルタント協会	杉 本 勝 教	松山市鷹子町1083番地 9	この法人は、個人が自ら生涯にわたり主体性を持って自分自身の能力や特性に合わせたキャリア形成ができるように就業者、求職者、児童、生徒、学生、企業ならびに団体等に対して支援する活動、雇用等就業機会の拡充を支援する活動およびキャリアコンサルティングの研究活動を行い、広く社会貢献に寄与することを目的とする。